

茨市推第 1802 号
令和 3 年 1 月 13 日

地区連合自治会長の皆様
各地域自治組織代表者様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、自治会の運営及び活動、地域コミュニティの醸成に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では、令和 3 年 1 月 12 日（火）に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、令和 3 年 1 月 14 日（木）から令和 3 年 2 月 7 日（日）までレッドステージ 2 への移行を決定されるとともに、府民に対し、不要不急の外出・移動（通院、生活必需品の買い出しなどは対象外）の自粛、特に、20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底することが要請されています。

本市では、府からの要請等を踏まえ、令和 3 年 1 月 13 日（水）に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、標記について、別紙のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、主な決定内容といたしましては、令和 3 年 1 月 17 日（日）から令和 3 年 2 月 7 日（日）まで、催物の開催制限の目安として、屋内施設の収容率を 50% 以下とするほか、午後 8 時以降の外出自粛の徹底を図るため、令和 3 年 1 月 14 日（木）～令和 3 年 2 月 7 日（日）まで、本市の公共施設におきましては、午後 8 時以降の利用制限（利用不可）と収容率の 50% 以下を適用いたしますので、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、地域の皆さまにおかれましても、できる限り、不要不急の外出・移動を自粛いただくほか、特に 20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底いただきますようお願いいたします。

また、引き続き、適切な感染防止対策に努めていただきますとともに、可能な範囲で、地域自治組織の構成団体の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。

令和3年1月13日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、令和3年1月12日付け災対第2250号で示された「レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請等」を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について

催物の開催制限の目安並びに適切な感染防止対策を行い実施します。なお、開催状況は市ホームページ等で周知します。

- (1) 期 間：令和3年1月17日～2月7日
- (2) 人数上限：5,000人以下
- (3) 収 容 率
 - ①屋内は50%以下
 - ②屋外は人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）
- (4) 開催時間：午後8時まで

2 公共施設等について

午後8時以降の外出自粛の徹底を図るため、以下のとおり対応します。

- (1) 期 間：令和3年1月14日～2月7日
- (2) 利用制限（利用不可）
 - ①区分貸し施設：夜間区分等の午後8時以降
 - ②時間貸し施設：午後8時以降※なお、この利用制限に伴うキャンセルは利用料を還付します。
- (3) 利用要件：上記1の催物開催の目安等のとおり
- (4) 公共施設の休館等の詳細については、別添のとおり

3 参考資料

○令和3年1月12日付け災対第2250号「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取り組みについて」